

情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン （案）

情報提供・共有 （リスク・コミュニケーション） に関するガイドライン （案）

新型インフルエンザ専門家会議

平成19年3月14日版

1 新型インフルエンザ発生時の情報提供・共有の基本的考え方

- 新型インフルエンザ発生に備え、情報の収集・提供体制を整備しておくとともに、情報提供に際して、盛り込むべき内容、提供方法や表現等の留意事項について予めリスト化を図っておくことが必要である。
- 新型インフルエンザ発生時の対策を有効に実施するためには、国内未発生時に、行政や関係機関に加え、企業レベル、国民レベルでの対応を検討しておくことが重要であり、国や都道府県においては積極的に国民の関心を高めるべく、新型インフルエンザに関する情報を提供するとともに、国民、住民からの意見を求める機会の確保に努めることが重要である。
- 新型インフルエンザについては、流行の規模、流行時の国民への健康影響度等の情報が現時点では不十分である。このため、発生時には対策の有効性を高める点から正確な情報を早急に適切な手法により伝えることが重要である。
- 発生時、国民がどのような情報を必要としているかの把握に努め、国民の健康を守り、感染の拡大を防ぐ観点から、行政サイドで入手している情報の可能な限りの提供に心がけつつも、いたずらに不安を助長するような情報の氾濫を招くことなく、適切な情報をより効果的に伝達できるような対応を行うことが必要である。
- 個人のプライバシーや人権に配慮した情報提供を行うことが重要である。

2 フェーズ1～3における対応

A. 国における対応

(1) 情報収集体制の整備

ア 国外発生情報の収集

(ア) 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

- 厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状

況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

○厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

(イ) 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ① 発生国・地域
- ② 発生日時・発表日時
- ③ 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④ 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤ 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- ⑥ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦ 住民・国民の反応状況
- ⑧ 諸外国・WHO 等関係機関の動き
- ⑨ 発信情報のソース・信頼度

(ウ) 国外発生情報の収集源

- ・ WHO
- ・ 諸外国（外務省在外公館を通じての情報入手）
- ・ GOARN
- ・ 研究者ネットワーク

イ 国内発生情報の収集

(ア) 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

○厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

○国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

○厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

(イ) 収集情報内容

ハ) の収集源より、発生に関する随時の情報収集を行う。

(ウ) 国内発生情報の収集源

国内での発生情報については、次の情報源から収集する。

- ・ 感染症法に基づく届出
- ・ 検疫所からの報告情報
- ・ 都道府県等自治体からの連絡
- ・ 国立感染症研究所からの連絡

(2) 情報提供体制の整備

ア 広報・情報提供体制

- 新型インフルエンザに関する広報官とその代理を（実務ラインの）対策責任者とは別に特定する。
- 広報の頻度を特定し、関係記者会には予め周知を図る。（定期・臨時）
- 自治体・関係機関への情報提供を行う体制を整備する。

イ 広報媒体と広報内容

(ア) 国民向け広報

- 記者発表（各国の発生状況、対応状況等）
 - インターネット（基本情報、リアルの発生情報等）
 - その他（リーフレットの作成等により行政の具体的な対応内容、国民の立場から行うことが必要な対応等について周知を図る。）
- 注）発生段階・状況に応じた発表内容のひな形を予め準備しておく（チェックリスト化を図る（別添リスト例参照））。

(イ) 医療関係者向け広報

- (ア) に加え、国立感染症研究所ホームページ、医学雑誌等を通じ専門的知識の普及を図る。

B. 自治体における対応（都道府県等における対応）

(1) 自治体内発生情報の収集

ア 情報収集の組織体制・人員配置

- 本庁においては、常にその情報収集を行うこととする。
- 保健所においても管内の新型インフルエンザの発生状況を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

- 自治体内の各関係機関との情報連絡網を整備する。
- 医師会等を通じて医療機関に対し、発生状況の報告体制の強化の呼びかけを行う。
- 情報収集組織者の情報共有体制を構築しておく。
- 地方衛生研究所にて本庁及び保健所が収集した情報の集約及びその分析を行い、本庁感染症担当部局と情報共有を図る体制を検討する。

イ 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ① 発生地域
- ② 発生日時
- ③ 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④ 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤ 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- ⑥ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦ 住民の反応状況
- ⑧ 発信情報のソース・信頼度

ウ 情報収集源

- ・ 感染症法に基づく届出
- ・ 医療機関等からの報告
- ・ その他

(2) 情報提供体制の整備

ア 広報・情報提供体制

- 新型インフルエンザに関する広報官とその代理を（実務ラインの）対策責任者とは別に特定する。
- 広報の頻度を特定し、関係記者会には予め周知を図る。（定期・臨時）

イ 広報媒体と広報内容

- 記者発表（地域の発生状況、対応状況等）
 - インターネット（基本情報、リアルタイムの発生情報等）
 - その他
- 注）発生段階・状況に応じた発表内容のひな形を予め準備しておく（チェックリスト化を図る）。

ウ 市町村における対応

- 市町村においても、情報収集・提供体制を整備し、国及び都道府県等が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。
- また、市町村職員間での情報共有体制を整備する。

C. 国と自治体の連携

(1) 情報共有体制

- 国から自治体への情報提供に際しては、FAX送付と一斉メールを併用することとし、この旨予め自治体には周知を図っておく。
- 自治体から国への情報提供に際しては、国側で情報の送付先を特定の上、予め自治体に周知を図っておく。自治体からの送付にあたっては、原則文書化し、FAXまたはメールで送付の上送付した旨を送付先担当者に電話連絡する。
- 国と自治体の連絡体制の効率化の点から、具体的連絡内容の電話による伝達は極力避け、文書の送付の確認等に限定することとする。

(2) 共有すべき情報内容

- 国は次の情報については原則自治体に提供する。
 - ・ 記者発表事項（新型インフルエンザの発生状況に関する情報等）
 - ・ 新型インフルエンザに関する最新の知見
- 自治体は感染症法に基づき報告する事項のほか次の情報については原則国に提供する。
 - ・ 記者発表事項

3. フェーズ4以降の対応

A. 国における対応

(1) 情報収集体制の整備

ア 国外発生情報の収集

(ア) 情報収集の組織体制・人員配置（特定）

- 厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、フェーズ3までの体制を強化する。
- 国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状

況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、フェーズ3までの体制を強化する。

○厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

(イ) 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ① 発生地域
- ② 発生日時・発表日時
- ③ 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④ 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤ 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- ⑥ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦ 住民の反応状況
- ⑧ 諸外国・WHO 等関係機関の動き
- ⑨ 発信情報のソース・信頼度
- ⑩ 予防方法、治療方法、対処方法等に関する情報

(ウ) 情報収集源

- ・ WHO
- ・ 諸外国（外務省在外公館を通じての情報入手）
- ・ GOARN
- ・ 研究者ネットワーク

イ 国内発生情報の収集

(ア) 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

○厚生労働省においては、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

○国立感染症研究所においても、国外の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

○厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

(イ) 収集情報内容

ハ) の収集源より、発生に関する随時の情報収集を行う。

(ウ) 国内発生情報の収集源

国内での発生情報については、次の情報源から収集する。

- ・ 感染症法に基づく届出
- ・ 検疫所からの報告情報
- ・ 都道府県等自治体からの連絡
- ・ 国立感染症研究所からの連絡

(2) 厚生労働省における情報提供体制

○フェーズ4以上の状況が察知された段階で、新型インフルエンザ対策推進本部（本部長：厚生労働大臣）を開催し、本部長からの宣言を行う。

<フェーズ4B> ヒトヒト感染発生

<フェーズ6B> 国内非常事態宣言

○フェーズ3までの定期的発表体制を強化し、毎日複数回定時に定例記者発表を実施し、必要に応じて随時発表を行う。

○随時ホームページの改編により最新の発生状況等を公表する。

(3) 提供情報の内容

【国外発生情報】

新型インフルエンザの国外発生状況については、次の内容を含むものとする。情報提供にあたっては、WHO等公的機関が公表する情報をベースとし、発生の状況のみならず、当該時点における我が国への流入の危険性の評価、予防方法等についても極力情報提供を行うものとする。

- ・ 発生状況（地域、国名、都市名等）
- ・ 確定または疑似の状況
- ・ 健康被害の状況
- ・ 我が国への感染拡大の危険性の評価
- ・ 対応、予防方法（特にWHO等公的機関が公表するもの）

【国内発生情報】

新型インフルエンザの国内発生状況については、次の内容を含むものとする。

- ・ 発生状況
- ・ 確定または疑似の状況
- ・ 健康被害の状況

- ・対応、予防方法
- ・行政対応
- ・問い合わせ先
- ・その他

また、発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。

こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。

(4) 情報提供上の留意点

情報提供にあたっては、情報提供上の留意点リスト（別途作成予定）を参考とし、適時適切な発表を行うものとする。

(5) 連絡窓口の設置

○厚生労働省に次の関係機関との連絡窓口を設置し、関係機関に周知を図る。

- ・対関係省庁
- ・対自治体

○国民からの相談窓口は厚生労働本省・国立感染症研究所には設置せず、自治体に設置を依頼し、国民にはその旨周知を行う。また、厚生労働省においては、外部へのコールセンターの設置を検討することとする。

(6) 診療・治療ガイドライン、Q & A

○最新の知見に基づく下記の早急な策定を行い、周知を図る。

- ・診断・治療ガイドライン（医療関係者向け）
- ・Q & A（国民向け）

B. 自治体における対応（都道府県等における対応）

(1) 情報収集体制の整備

ア 情報収集の組織体制・人員配置

○本庁においては、常にその情報収集を行うこととし、フェーズ3までの体制を強化する。

○保健所においても、国外及び国内の新型インフルエンザの発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、フェ

ーズ3までの体制を強化する。

○地方衛生研究所等において、本庁及び保健所が収集した情報と、ウイルス学的サーベイランスで得られた検体情報とを集約して疫学的分析を行い、本庁感染症課等と情報を共有できる体制を検討する。

イ 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ①発生地域
- ②発生日時・発表日時
- ③病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑤健康被害の内容（症状の内容・重症度）
- ⑥現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑦住民の反応状況
- ⑧発信情報のソース・信頼度
- ⑨予防方法、治療方法、対処方法等に関する情報

ウ 発生情報の収集

- 感染症法に基づく届出
- 関係機関からの連絡

(2) 情報提供体制

<国内非発生時>

- 基本的にフェーズ3と同様の体制で記者発表を行う。

<国内発生時>

- フェーズ3までの定期的発表体制を強化し、毎日複数回定時に定例記者発表を実施し、必要に応じて随時発表を行う。
- 随時ホームページの改編により最新の発生状況等を公表する。

(3) 提供情報の内容

<国内非発生時>

- 当該時点で国際機関、国内機関等から得られる最新の情報に基づき、新型インフルエンザの発生状況及び当該時点における有効な感染予防方法等について情報提供を行う。

<国内発生時>

新型インフルエンザの国内発生状況については、次の内容を含むものとする。

- ・発生状況
- ・確定または疑似の状況
- ・健康被害の状況
- ・対応、予防方法
- ・行政対応
- ・問い合わせ先
- ・その他

また、発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。

こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。

(4) 情報提供上の留意点

情報提供にあたっては、情報提供上の留意点リスト（別途作成予定）を参考とし、適時適切な発表を行うものとする。

(5) 相談窓口の設置

○住民向け相談窓口を設置し住民への周知を図る。相談件数が多数になる場合に備え、コールセンターの設置を検討する。

○都道府県医師会との連携のもと医療機関の相談に対応する。

(6) 市町村における対応

○市町村においても、国及び都道府県等が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。

C. 国と自治体の連携

(1) 発表内容の調整手順

- 原則として基本情報は同様のものを使用。
- 国又は自治体から独自に情報提供すべき内容は事前に相互に情報交換を行っておく。

(2) 調整の体制

○国及び自治体それぞれ調整担当窓口を特定し、相互に周知を図っておく。

(3) 連携上の留意点

○発表にあたっての基本情報については共有を図っておく。

新型インフルエンザ発生時の報道関係者とのリスクコミュニケーション・チェックリストの例

注) 下記の内容について、発表時の状況(得られている情報等)により、適宜内容をアレンジする。

内容	要点	発生状況	いつから どこで 何が起っているのか	
		確定の状況	確定診断、迅速診断、症状・感染歴からの疑い例 等	
		健康被害	感染経路(感染媒体) どのような症状が起るのか 発症までの期間(潜伏期間等を含む)	
		予防方法	未感染者 リスク群別に予防方法が明示されているか	
		対処方法	感染者 接触者等 リスク群別に対処方法が明示されているか	
		行政の対応	これから行う内容 一本化されているか	
	詳細	問い合わせ先	国民・住民向け	これまでの経緯
		現状報告		発見から発表まで 発生している地域の特定(公衆衛生上の観点からどこまで) 感染拡大の状況(どれくらい感染者がいるのか) 感染拡大の時間的経緯 緊急性の程度 現時点までの行政の対応 海外情報
		健康被害		同類の問題(他の疾病)との比較 主な症状 致死率および国内での死亡例
		影響の及ぶ範囲		今後、警戒すべき範囲(地域等) 感染を疑う場合の状況(症状、接触歴等)
予防・治療等方法		未感染者 接触者 患者	予防薬、治療薬、ワクチン等の状況 予防の呼びかけ(予防方法を含む) 病院を受診するタイミング	
対処方法		接触者等	検査の必要性	
表現	わかりやすさ		過去の場合 国内 海外 過去の事例	
	適切さ		問い合わせ先 メディア向け 複数記載されているか	
質問対応			わかりやすい表現でかかれているか わかっていないことが明確に言われているか わかっていることほどまでわかっているかが明確になっているか 用語は統一されているか 専門用語は使わないで書かれているか、使用するには説明があるか 法令用語は使わないで書かれているか、使用するには説明があるか 図表や数字で表しているか 割合ではなく比率で示されているか	
			タイトルは適切か スクリーニング(感染の可能性について)できるようになっているか 文の長さは適切か 「初めて」の使い方は適切か 「等」の使い方は適切か 曖昧な表現になっていないか	
情報提供の方法			要点を元に受けているか 回答がQ&Aのどの部分に書かれているか示しているか	
	2回目以降		発表のタイミングは適切か 発表者は適任であるか 情報の管理者が明らかとなっているか 「要点」と「詳細」の使い方が明確になっているか 人権への配慮がされているか 最初に結論が述べられているか 新しい情報の追加報告体制が明らかとなっているか 作成および改訂日が明らかとなっているか 収集された情報(確認済み)が出されているか 適切なフリップが用意されているか 「要点」はA41枚から2枚にまとめられているか 資料(Q&A)が同時に出版されているか 資料(Q&A)の読み方を説明しているか 用語一覧があるか 発表の間隔は適切か 前回の利用が添えられているか	

厚生労働科学研究「大規模感染症発生時の効果的かつ適切な情報伝達のあり方に関する研究」班検討内容を一部改稿

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン（案）

（案）

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

新型インフルエンザ専門家会議

平成 19 年 3 月 14 日版

1 目的

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ 100% を占めているが、新型インフルエンザ感染が拡大し、全国的な流行（パンデミック）が発生した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起これ、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生の確保上、火葬に付すことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）等においては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（以下「墓埋法」という。）上の 24 時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、指定感染症である新型インフルエンザによって死亡した者については、感染防止の観点から 24 時間以内の埋火葬が認められているとともに、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、パンデミックが発生し、死亡者が多数に上った場合においても、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

本ガイドラインは、以上の観点を踏まえ、新型インフルエンザ感染の流行に際しても、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、地方自治体において講じることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたものである。

2 関係機関の役割

市町村は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、都道府県と連携を図りつつ、火葬体制の整備等必要な体制の整備を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。

また、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）は、墓埋法上、墓地及び火葬場等の経営等の許可権限等が付与されていることなどを踏まえ、市町村とともに火葬体制の整備等必要な体制の整備を図るほか、市町村が行う個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を支援する役割を担うものとする。

3 パンデミック・アラート期

（フェーズ3）までの対応

都道府県は、市町村の協力を得て、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料及びその備蓄量、並びに職員の配置状況等の火葬場の火葬能力について調査し、パンデミックに備えた火葬体制の在り方等について検討を行うとともに、その結果について、市町村との情報の共有を図るものとする。

4 パンデミック・アラート期

（フェーズ4・5）における対応

（1）火葬体制の整備

フェーズ4ないし5の段階においては、都道府県は、随時、火

葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村との情報の共有を図るものとする。

市町村は、都道府県及びそれぞれの火葬場との連携を図りつつ、火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、サージカルマスク等の物資を確保するものとする。また、パンデミック時に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための職員体制や消耗品（火葬の際に必要な柩又はこれに代わる板等）の確保等について検討・準備するものとする。職員体制に関しては、緊急時に火葬業務への協力が得られる火葬業務経験者等をリスト化しておくことも有用である。このほか、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請するものとする。

なお、パンデミック時には、全国的に火葬場の火葬能力を超える死亡者が一時的に出ると考えられるが、火葬場の火葬能力の差等から近隣の地方自治体との間で広域火葬に係る連携・協力が特に有効であると認められる場合には、災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等も参考にしながら、所要の措置を講ずるものとする。

（2）遺体の保存対策

市町村は、都道府県の協力を得て、パンデミックが発生して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、パンデミックが予想される時期の季節等も勘案しながら、公民館や公立の体育館等の施設又は保冷库や保冷車など保冷機能を有する施設、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性の納体袋（プラスチック製）等の物資を確保できるよう、域内の火葬能力に応じて準備をするものとする。

併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

(3) 防疫面での留意事項

ア 遺体との接触等について

遺体の火葬場への移送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性の納体袋に収容・密封するとともに、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態での火葬するよう努めるものとする。

また、遺体の移送に際し、遺体が非透過性の納体袋に収容され、密封されている限りにおいては、特別の感染対策は不要であり、遺体の移送を遺族等が行うことも差し支えないこと。

他方、継続的に遺体の移送作業に従事する者及び火葬作業に従事する者にあつては、手袋を着用し、血液・体液・分泌物・排泄物等が飛散するおそれのある場合には、サージカルマスク、眼の防護（フェイスシールド又はゴーグル）、ガウン等を使用するものとする。また、手袋やサージカルマスク等が汚染された場合には、適切に廃棄し、ゴーグル等再利用するものが汚染された場合には、次亜塩素酸ナトリウム（濃度約600ppm）に浸け、十分消毒するものとする。

火葬に先立ち、遺族等が遺体に触れることを希望する場合には、遺族等は手袋を着用すべきであるが、遺体を眺めるだけで触れることを希望しない場合には、手袋の着用は不要であること。

イ 消毒措置について

火葬場等の消毒を行う必要がある場合には、消毒に用いる薬品は、消毒用エタノール（70%～80%）又は次亜塩素酸ナトリ

ウム製剤（濃度500～5,000ppm）等とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望ましいこと。消毒薬を噴霧する場合は、消毒薬で濡れていない箇所がないくらい十分に噴霧を行い、その上で当該箇所を布等で拭く必要があるが、噴霧により、病原体を拡散させる恐れもあるので注意すること。

(4) 葬送文化・宗教感情等への配慮

新型インフルエンザに感染した遺体の保存や埋火葬に当たっては、感染拡大を防止する観点から一定の制約が課せられることになるが、他方で、地域の葬送文化や国民の宗教感情等にも十分配慮することが望ましい。そのため、感染防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱いをする必要があること。

5 パンデミック期（フェーズ6）における対応

(1) 火葬体制の整備

フェーズ6の段階になった場合には、都道府県は、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請するものとする。

また、市町村は、都道府県及びそれぞれの火葬場と連携を図りつつ、火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、サージカルマスク等の物資を引き続き確保するとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮するための職員体制や消耗品等を速やかに整えるものとする。

(2) 遺体の保存対策

死亡者数が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、都道府県及び市町村は、遺体を一時的に安置するため、公民館や体育館等の施設又は保冷库や保冷車等保冷機能を有する施設等を直ちに確保するものとする。併せて、遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤、遺体からの感染を防ぐなどのために必要な納体袋等の物資及び遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。

遺体安置所等における遺体の保存及びその移送に当たっては、インフルエンザに感染した遺体とそうでない遺体とを判別できるよう留意するとともに、感染した遺体の速やかな火葬について配慮するものとする。

(3) 埋葬の活用等

万が一、一時的な遺体安置所等において収容能力を超える事態となった場合には、市町村は、遺体安置所等の拡充について早急に措置を講ずるとともに、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合には、都道府県は、インフルエンザに感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に埋葬することを認めることについても考慮するものとする。その際、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討するものとする。

(4) 防疫面での留意事項及び葬送文化・宗教感情等への配慮

フェーズ４・５の段階の内容を参照のこと。